

経済産業省 資源エネルギー庁 御中

## 非化石証書トラッキング制度の改定に係る意見書

一般社団法人 再エネ推進新電力協議会 (REAP)

制度設計専門会合で進んでおります掲題の検討に関連し、再エネ推進新電力協議会として、以下の通り意見を申し上げます。

### 【意見内容】

- FIT 非化石証書のトラッキングが、産地価値や特定電源価値を化体するものではないことを、関係者間で共有する必要があります。
- FIT トラッキングの設備特定認定制度の利用の現状を考慮し、自治体を含む需要家からも理解を得つつ、経過措置をとっていただく必要があります。
- FIT トラッキングに係る発電事業者のレビテーションリスクには、公表だけでなく、限られた対象向けの開示が含まれることを考慮する必要があります。
- 非化石証書制度については、GX 推進法との関係を含む論点整理が必要です。

### I. トラッキングがどの価値を化体するか、理論的整理を。

環境価値に付与されるトラッキング情報が、産地価値・特定電源価値とどう異なっているのかを、理論的に整理する必要があります。

電気に付随する価値の整理は、制度検討作業部会第3次中間とりまとめが最後となっています。ここで産地価値及び特定電源価値は、電気取引契約 (PPA) によって取引されるものとされ、現在に至っています。

トラッキング情報は、あくまで環境価値を化体した FIT 非化石証書に付与されますが、産地価値を想像させる設備の所在地と、特定電源価値を想像させる発電設備・設置者情報が含まれているため、混乱を生じています。

従来議論と整合するよう、トラッキングの訴求する価値を明確にしたうえで、非化石証書や電気の取引の関係者間で、共有する必要があります。

### II. FIT トラッキング利用の現状尊重と、需要家への周知徹底を。

設備特定認定制度は、様々な取引に利用されています。

今回の FIT トラッキング制度案では、同一の属性情報への需要が、供給量を上回った場合、入札価格によって割当を決定することから、小売及び需要家は、従来は合意の下で得られていたトラッキングを、受領できなくなる可能性が生じます。既存の契約を中心に、十分な経過措置をとっていただく必要があります。

多くの自治体等の需要家が、FIT トラッキングにどのような意味を見出して、現在利用しているかを確認のうえ、需要家にも十分に理解できる制度とし、その周知にもご配慮いただくことが重要と考えま

す。特に自治体等の電力調達入札において、FIT トラッキングの価値や制度について誤解を生まないよう、国からの説明が必要です。

### III. 実効性の高いレピュテーションリスク対策を。

これまで個別合意を利用していた FIT 認定事業者から、自社発電所のトラッキングの、無断利用に対する懸念が表明されています。利用者側が、自身の信用を補完する手段として、FIT トラッキング情報を取引先に提示する、訪問セールスの際に用いる、等がその例です。大量導入小委中間整理（第 4 次）の規程では、FIT トラッキング情報の「公表」に当たっては、発電者の同意が必要となっていますが、この「公表」は Web での開示など、不特定多数を対象とする行為を指していると考えられます。

公表に含まれない開示の形態についても、解釈の相違や運用の困難が小さくなるよう、発電者については実効性の高いレピュテーションリスク対策とその手続きを、そのような不適切な開示を受けた需要家等の第三者については、それを確認できる手段を、ご検討いただく必要があります。

### IV. 非化石証書制度の在り方に関する意見

トラッキングを含む非化石証書制度については、関連する諸制度との整合性や、電力取引の実態を踏まえ、目的と論点の整理を進める必要があります。

非化石証書制度は、再エネを中心とした脱炭素電源の更なる普及拡大を目的としており、再エネ特措法と高度化法はもちろんのこと、GX 推進法や長期脱炭素電源オークションなど、様々な法制度と関係しています。例えば GX 推進法では、FIT 賦課金のピークアウト分が、GX-ETS 等の額を決定することとなっています。これは国が FIT 非化石証書で得られる収入が多いほど、短期的には卸電力価格の上昇要因（中長期的には GX 移行債の償還を早め、トータルな負担を下げる要因になる。）となることが考えられます。また FIT 非化石証書は、民間の再エネ等の発電者の収入となる非 FIT 非化石証書と、競合関係にもあります。FIT 非化石証書の購入費は、GX 推進法のスキームを経て、電気事業外に多く回ることとなりますが、非 FIT 非化石証書の購入は再エネ電源投資に直接向かいます。ほとんど同じ環境価値が、全く異なる資金循環を生む可能性があり、これが果たして制度全体として整合しているのか、分析と改善が必要です。そのうえで、高度化法終了から GX-ETS 開始までの期間がスムーズに接続されるよう、制度設計する必要があります。

関連する電力取引を見ても、20 年を視野に入れた PPA が活発化しようとしていること、また小売でも JEPX SPOT 価格連動型商品の本格導入が進んでいることなど、従来にない傾向が見られます。これらはいずれも、再エネ普及や需給管理の観点からも大きな役割を果たすと期待されています。そのようななかで、トラッキングを卸相対取引から無条件に切り離すことが、どのような影響をもたらすのかを、丁寧に分析する必要があります。

このように複雑化した制度と取引の全体を俯瞰したうえで、政策の目的やその達成経路を再確認し、論点を整理したうえで、適切に制度を設計する必要があります。今回の FIT トラッキング制度改定についても、より直接的に、再生可能エネルギーへの再投資に繋がるよう、検討されることが望ましいと考えます。

以上